

課税の公平と滞納問題

運営委員・税理士 師岡 徹

地方税の滞納状況

滞納相談センターが設立されてから、はや3年の月日が流れようとしている。私も相談員として直接滞納者と関わるようになって1年余りが経つが、その相談内容は「住民税+国保税」の滞納が圧倒的割合を占めている。現在、そのデータを集約しているがこれら2税目合計で77%以上、およそ8割を占める。

2017（平29）年の国税の滞納額は合計で8,531億円、一方、地方税は9,195億円で国税を上回る金額となっている。そのうち、個人住民税は4,886億円で、地方税のなかで53.1%を締め、国税、地方税の滞納総額のなかでも27.5%を占める状況である。

国保税については、滞納総額は明らかにされているが、滞納がある世帯数は、267.1万世帯、全世帯の14.5%に上っている。

今回は、租税滞納という観点から、個人住民税のフラット税率について検討を試みたい。

個人住民税の累進性は完全に消失

総務省が公表している「平成29年度地方税に関する参考係数資料」から、「個人住民税の所得割の税率推移表」（表1）を作成した。

図のグレーの部分は、所得割における所得基準と

最低税率の推移を可視化したものである。

1984（昭59）年では、13段階の税率で、最低税率は、20万円以下の2.5%であったが、1988（昭63）年には7段階、1989（平1）年からは、3段階と累進的性格が大きく後退してきた。そして、2007（平19）年でフラット税率となり、累進的性格は完全に消失してしまった。個人住民税は、所得割であるにもかかわらず、である。改めて、この経過を見てみると、この20年間で、①低所得層への税負担が飛躍的に増大したこと、②高所得者層の税負担が大きく軽減されていることがよくわかる。

日本国憲法から導き出される「応能負担の原則」とその原理である累進課税に、明確に逆行する形で改定してきたのが個人住民税の「平成史」であると言えよう。

フラット化で悪化する滞納

滞納残高との関係を検討してみよう。国税と地方税の滞納残高の比較が表2のグラフである。国税では、バブル崩壊（1991（平3）年）以後、急速に滞納額は増え続け、1998（平10）年の2兆8,149億円をピークに下降し、それ以降前年度を上回ったことはない。その一方、地方税では2002（平14）年には、2兆3,468億円に達しピークを迎えて下降を始めるが、2007（平19）年度から2010（平22）年度にかけて再び上昇していることがわかる。

これが経済情勢等の要因だとすると、国税滞納の下降が説明つかない。やはり、この上昇要因は、個人住民税を2007（平19）年度にフラット税率としたことが原因であることは明かであるといえるであろう。

このように税率をフラット化した結果、低額所得者層にとっては負担能力以上の課税となり、税金の滞納額の増大を招いたのである。たしかに、滞納原因は多種多様であり、一要因に求めることはできない。しかし、フラット税率と滞納の相関関係について否定することができないのも事実であろう。フラット税率は、高額所得者層にとっては、税負担の軽減になるため、この滞納の多くは低所得者層であると考えられる。それは、実際の滞納相談で実感している。

実情無視の滞納処分行政

さて、冒頭に紹介した滞納相談の割合との関係について話を戻そう。この住民税滞納の相談者のおよそ7割は給与所得者である。そして、退職を機に、特別徴収から普通徴収へ変わった後、支払いが滞るケースが多い。また催告等を軽く見て、給与等の差押さえをされてしまうケースも後を絶たない。

たしかに、滞納者に原因がないとは言い難い。しかし、この間の給与、預金等の差押さえのケースは、あまりにも実情無視で、限度を超えている。

「いきなり毎月10万円ずつ給与を差し押さえると通知が来た（世田谷区）」「わずか手取り13万円の給与が振り込まれた預金口座を全額差押さえされた（名古屋市）」——いずれもセンターの相談事例である。どちらのケースも、滞納者の実情の聞き取りや納付可能額の調査を行っていない。（いずれも相談員の奮闘により差押さえを解除させた。）

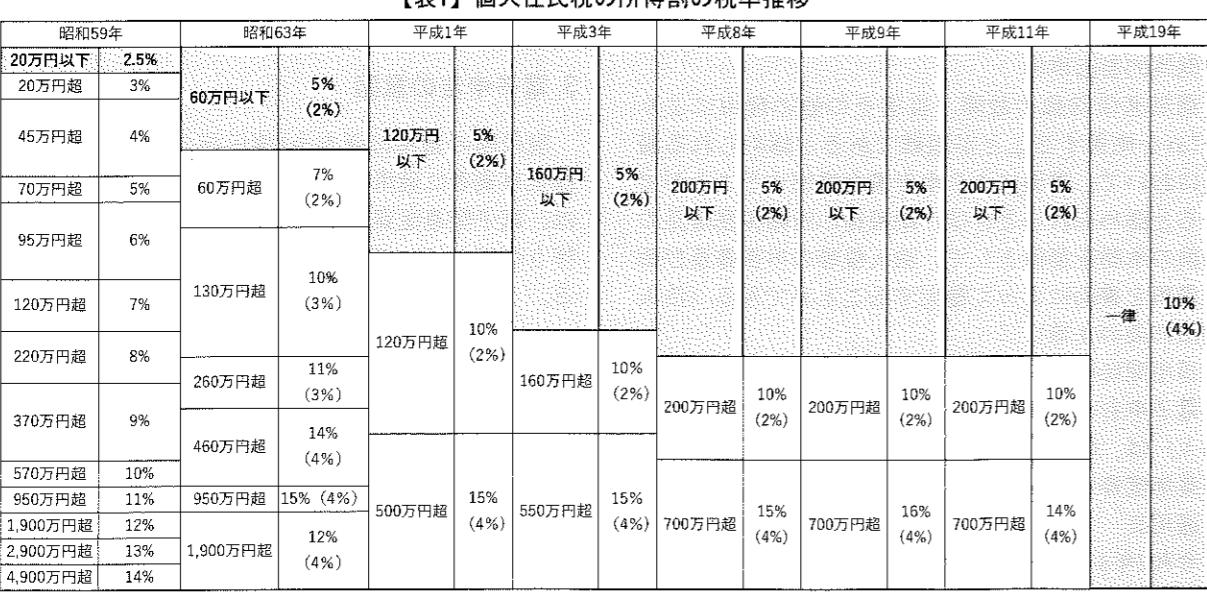
これらのケースは、催告しても連絡が取れない＝悪質な滞納者である、と決めつけ、いきなり差押さえするパターンである。センターにたどり着き、相談できなければ、職を奪われ、路頭に迷う可能性もあった事例であり、まさに「生存権」の侵害さえ厭わないような徴収行政である。これは、決して特殊な事例ではなく、全国の共通の傾向である。

この強権的な徴収行政の背景は、①成果主義に基づく「新人事評価制度」の導入、②国、地方自治体の財政状況・税制度の問題、③徴収事務職員の交代サイクルが早く、法的知識等が蓄積されない、等が指摘されている。しかし、大元には、悪質な滞納者に対してのみ執行することが予定されていた徴収法の滞納処分規定を、安易に、そして機械的に多くの滞納者に適用している徴収行政のその運用姿勢にあると考える。

滞納問題は国庫主義でなく応能負担原則で

そもそももっと重要なことは、滞納の入り口となる課税の公平性の問題である。いくら私たち税理士が滞納処分の段階でサポートし、踏ん張ったところで、負担能力以上の課税がされている現状では、次々に新しい滞納者が生まれてしまう。まるで、穴の空いた船底から小さなコップで水を搔き出していくような感覚である。個人住民税に関して言えば、やはり低所得者に負担能力以上の課税を強いるこのフラット税率という「大元の穴」を塞がなければ滞納問題は解決しない。

滞納問題は、課税の公平性を映し出す「鏡」に思えてならない。課税の公平性は、国庫主義でなく滞納生まない応能負担原則を貫かなければならないことは明かであろう。



※県民税は700円 ※()内は都道府県民税

【表2】国税と地方税の滞納残高

